別添１

令和７年度　いじめ問題発生時の対応の流れ

いじめ情報のキャッチ

①『いじめ対応チーム』の招集（校長・教頭・生活指導担当・養護教諭・該当担任　SC）
②被害児童を見守る体制作り【各教師】
（登下校、休み時間、清掃時間、放課後）
③いじめが確認されたら、教育委員会に報告、いじめの詳細について調査する体制を組む。

１）実態把握

①被害児童、加害児童双方、及び、関わりのある児童、その周辺の児童、該当の保護者から聞き取り調査を行う。
②周辺児童の様子についても聞き取り調査を行い、いじめの広がり方を中心にした周辺調査をする。
③関係教職員と連携し、個々に調査した情報からいじめの全体構造を把握する。

２）実態の共有

①全教職員による情報の共有。
②市教育委員会への実態報告。
③関係の保護者（加害・被害側）への報告と連携方針の説明。
④教育委員会、関連機関に連絡し、連携を図る。

３）指導方針の決定

①指導・支援する方針を決定する。
②全教職員がいじめの実態と今後の指導の方針等について共通理解を図る。
③対応する教職員が、分担して個々の児童の指導・支援に当たる。
④教育委員会、関連機関に連絡し、連携を図る。

４）児童への指導と支援

①いじめられた児童や通報した児童を保護し、心配や不安を取り除く。
②いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を行い「いじめは、人として許されない行為である。」という人権意識を持たせる。
③いじめを見ていた児童には、報告したことの良さを評価し、当事者児童への指導についても知らせ安心させる。

５）保護者との連携

①問題に関係した児童の保護者に会い、事案の経過や対策について説明し話し合う。
②加害児童の保護者には、当該児童の行動の内面にあるものを解決できるように保護者と連携を図る

６）継続的な対応

①継続して当事者を観察・指導していく。
いじめ解消と判断するのは、加害行為が相当期間（３か月程度）なく、その時点で被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。
②必要があればスクールカウンセラーの協力を得て対応する。
③心の教育の充実を図り、一人ひとりが大事にされる学級・学校風土の醸成に努める。
④道徳教育、人権教育を引き続き深化させる取り組みに努める。